

教宣 せぶん

反対尋問

13日の裁判の様子を3号にわたって特集してきましたが、最後に会社側弁護士の反対尋問がどんなもので、どんな意図があり、それに対し証人がどう答えたかについて、特徴的な「やり取り」を記します。私たちの証人は、一言でいえば、吉田全損保委員長が「全損保という労働組合について」「制度廃止の通知・提案の背景と本質について」を、佐藤委員長が「職種・地域限定論」と「交渉の成熟性」を、残りの3証人が職種限定論・地域限定論の「自らの体験を通した個別具体例」を陳述しました。それに対して会社側弁護士が反対審問に立ったわけです。

「内勤への継続雇用の大綱提案について、あなたは賞与が保証されていないと言うが、賞与と言うのは毎年の春闘で労使の交渉によってゼロから積み上げていくもので、最初から保証される性格のものではないのではないですか？」(賞与は保証されなくて当然)

「いいえ、違います。賞与すなわち臨給は、制度として組み込まれているもので、もしゼロになるのであれば制度改定を会社が提案しなければならないものだ。ゼロが出発点ではなく、前年実績が出発点だ。だから当然臨給は保証されなければならない」

「あなたたちは受け入れられないと言うが、多くのRA社員が実際に転進する道を選んでいるではないか」(納得して、喜んで転進の道を選んでいる)

「前執行部のうち、かなりの人数が第3次募集に応募して代理店転進していますが、これはどういう理由からだと思われませんか？」(外勤支部のこの運度を引っ張ってきた者たちでさえ、この制度廃止を受け入れているではないか)

「会社がこの通知・提案を揺るぎないものと言い、あらためる意思を全く示さなかった。その中で、築いてきた顧客との絆を断ち切れるかどうかを考えたうえで苦渋の選択をしたものだ」

「証拠として公募などのコピーが提出されていますが、あなたが入社した時はこうした公募広告を見たのですか？」(証人が入社した時の約束を明かすものではない)

「私は紹介なので、こうした公募広告は見ていません」(こうした反対尋問をすること自体、証拠として提出した公募広告に大きな意味があると言えます)

詳細なやり取りについては後日どぶいたニュースで報告されると思いますが、総じて言えば、私たちの陳述について会社側が争点を示すことができなかった、しっかりとした異議を申し立てられなかったという印象でした。もちろん、会社はこの「借り」を20日の会社側証人の主尋問で取り返そうとするでしょう。必死になってくると思われれます。しかし、私たちの主尋問がそうであったように、会社側証人への反対尋問

についても、弁護団の先生方は多くの時間とエネルギーをかけて研究し、対策を講じ、本件の「本質」「全体像」を、より具体的に暴こうと懸命になってくれています。20日の裁判も必ずや原告・被告の注いでいるエネルギーの差があらわれるものと確信します。1年前からこうなることを予想して対策を練ってきた者たちと、「一夜漬け」の差が、傍聴に訪れる者にも感じられる公判になると思います。20日へのご支援、あらためてよろしく申し上げます。